

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	原料用途免税の恒久化	
税 目	揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税（本則）	
要 望 の 内 容	<p>揮発油税及び石油石炭税について、課税対象物が石油化学製品等の製造プロセスに不可欠な原料用途等として使用される場合においては、これを非課税又は還付とする措置を創設する。 少なくとも現行措置されている下記措置の対象となる揮発油税及び石油石炭税については、非課税又は還付措置の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 （租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4） ・移出に係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条の 4） ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 6） ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 7） ・石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行規則第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 4） ・石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 6 の 2、租税特別措置法第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 5～第 39 条の 7） 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 3,845,600 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

また、諸外国において、原料用途の石油、石炭、揮発油に対して課税がない中、我が国の産業における国際的なイコールフットィングと国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。

(2) 施策の必要性

諸外国においては、原料用途の石油、石炭、揮発油に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットィングと国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な基礎資材である石油化学製品等、鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るために、本免税措置を講ずることが必要。

<石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等>

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

(2) 施策の必要性

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットィングを確保することが必要である。

原料用揮発油（ナフサ等）に対する課税状況（2009年8月現在）

課税対象外：米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、台湾、シンガポール

免税：中国、韓国（出典：税理士法人プライスウォーターハウス及び石油化学工業協会調べ）

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約2万事業所）の経営安定等の観点から免税が必要である。

石油化学産業の製品は生産に際して消費するCO₂よりも、CO₂削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7倍～4.2倍のCO₂削減効果を有する。地球温暖化対策にも有効である。

<移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税>

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

(2) 施策の必要性

ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として幅広い産業に使用されている。当該製品の製造時に溶剤用、希釈剤用等として使用される揮発油は、その溶解性、揮発性等の機能の観点からただちには代替が困難であり、多年にわたり広く使用されてきている。

他方、当該製品の製造事業者は経営基盤が脆弱な中小企業者が多く、揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。

<引取りに係る石油製品等の免税>

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

(3) 施策の必要性

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。

原料用揮発油（ナフサ等）に対する課税状況（2009年8月現在）

課税対象外：米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、台湾、シンガポール

免税：中国、韓国

（出典：税理士法人プライスウォーターハウス及び石油化学工業協会調べ）

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約2万事業所）の経営安定等の観点から免税が必要である。

石油化学産業の製品は生産に際して消費するCO₂よりも、CO₂削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7倍～4.2倍のCO₂削減効果を有する。地球温暖化対策にも有効である。

<引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント）>

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図る。

諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットイングと国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、我が国製造業の基盤を支える基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。

(2) 施策の必要性

諸外国においては、鉄鋼、コークス、セメント製造用の原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、政策目的として掲げている、我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットイングと国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るために、本免税措置を講ずることが必要。

我が国と競合関係にある中国は、近年、鉄鋼、コークス、セメントの生産を大幅に拡大しており、我が国産業の国際競争力を確保する必要性が益々高まっている。

原料炭への課税状況（経済産業省調べ：2010年3月現在）

課税対象外：フランス（石油製品税）、スイス（鉱油税）、イタリア（エネルギー製品税）、アメリカ（燃料税）、中国（消費税）、韓国（個人消費税）

免税・還付：ドイツ（エネルギー税）、フランス（石炭税）、スイス（CO₂税）、アメリカ（石炭税）、中国（資源税）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

	<p>< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 ></p> <p>(1) 政策目的 石油化学製品製造用輸入ナフサ等については石油石炭税の免税が講じられている。</p> <p>一方で、国産の石油化学製品製造用ナフサ等（原油を輸入して国内の製油所で精製して得られるナフサ、ガスオイル）については、原油段階で石油石炭税が課税されている。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフットィングを確保する観点から、石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税の還付措置を講じることが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、石油の安定供給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフットィングを確保する観点から当該還付措置を講じることが重要である。</p> <p>< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 ></p> <p>(1) 政策目的 現在、輸入石油アスファルト等には、石油石炭税は課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油等には石油石炭税が課されており（2,040 円 / kl）、このように競争条件が不平等であると、国内産の石油アスファルト等の適切な流通・処理ができない。こうしたことから、本制度により国産石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付し、内外製品のイコールフットィングを図ることが不可欠である。</p> <p>(2) 施策の必要性 輸入石油アスファルト等には、石油石炭税が課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油等には石油石炭税が課されている。このため、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等のイコールフットィングを確保することが必要である。</p>	
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>< 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 ></p> <p>3 . ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興</p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> <p>< 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ></p> <p>3 . ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興</p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> <p>< 引取りに係る石油製品等の免税 ></p> <p>3 . ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興</p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> <p>< 引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント） ></p> <p>3 . ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興</p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> <p>< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 ></p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>

		<p>< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 ></p> <p>5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>	
		<p>政策の達成目標</p>	<p>< 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 > 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るため、石油化学製品の製造用に使用する揮発油（ナフサ）における、原料調達条件の国際的なイコールフットィングを確保する。</p> <p>< 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 > 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を図る。</p> <p>< 引取りに係る石油製品等の免税 > 幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るため、石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、原料調達条件の国際的なイコールフットィングを確保する。</p> <p>< 引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント） > 諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットィングと国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、我が国製造業の基盤を支える基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。</p> <p>< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 > 石油化学製品製造用国産ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、原料調達条件のイコールフットィングを図る。</p> <p>< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 > 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税分を還付することにより、原料調達条件のイコールフットィングを図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>恒久化のため、政策の達成目標と同様。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>< 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 > 本措置により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、国際的なイコールフットィングが確保され、国際競争力及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。</p> <p>< 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 > 本措置により、ゴム製品等の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図られている。</p>

			<p><引取りに係る石油製品等の免税> 本措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、国際的なイコールフットィングが確保され、国際競争力及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。</p> <p><引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント）> 諸外国においては、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、本免税措置により、国際的なイコールフットィングが確保されている。また、製品価格に占める原料炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいため、本免税措置により、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。</p> <p><石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付> 本措置により、石油化学製品等に供される原油等について、石油石炭税を還付することにより、原油等を処理して生産される原料用特定揮発油等について、輸入品との間でイコール・フットィングが確保されている。</p> <p><石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付> 本還付措置により、国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフットィングが図られている。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み		<p><石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等> 適用事業者の期間内における適用事業者数及び範囲の見込み 全石油化学製品製造業者</p> <p><移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税> 適用事業者の期間内における適用事業者数及び範囲の見込み ゴム製品、塗料、接着剤等の製造事業者</p> <p><引取りに係る石油製品等の免税> 適用事業者の期間内における適用事業者数及び範囲の見込み 全石油化学製品製造業者</p> <p><引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント）> 【鉄鋼】 適用期間内における適用事業者数 2009年度：13件 適用事業者の範囲の見込み 55社（製鋼部門を持つ鉄鋼製造メーカー数） 【コークス】 適用期間内における適用事業者数 2009年度：12件 適用事業者の範囲の見込み 全コークス製造業者 【セメント】 適用期間内における適用事業者数 2009年度：15件 適用事業者の範囲の見込み 全セメント製造業者及び石炭輸入商社</p> <p><石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付> 適用期間内における適用事業者数（国産ナフサ等還付） 2009年度：11社 適用事業者の範囲の見込み（国産ナフサ等還付） 11社（石油連盟調べ）</p> <p><石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付> 適用期間内における適用事業者数（石油指アスファルト等） 2009年度：10社 適用事業者の範囲の見込み（石油アスファルト等） 10社（石油連盟調べ）</p>

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段として の有効性)</p>	<p><石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等> 輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑している。 免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万5千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p><移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税> ゴム製品、接着剤及び塗料等の製造事業者が本措置を利用。また、これらの製品を利用する中小企業にも効果が均霑している。</p> <p><引取りに係る石油製品等の免税> 輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑している。 免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万5千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p><引取りに係る特定石炭の免税(鉄鋼、コークス、セメント)> 諸外国においては、鉄鋼、コークス、セメント製造用の原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、国際的なイコールフットィングの確保のためには、本免税措置が必要。また、製品価格に占める原料炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいことから、製品の低廉かつ安定的な供給の確保のため、本免税措置が必要。</p> <p><石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付> 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。したがって、本措置により、国産品と輸入品との間でイコール・フットィングを確保することが必要。</p> <p><石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付> 石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。したがって、本措置により、国産品と輸入品との間でイコール・フットィングを確保することが必要。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>無し。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>無し。</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>-</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p><石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等> 生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 エチレンは、約12万円/tの値段に対し、±1000円強/t程度の値差でぎりぎりの競争を行っている。仮に現行揮発油税の1% (538円/KL)の課税でも、約300億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益820億円)の大半が喪失。価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p><移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税> 生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 ゴム製品、接着剤及び塗料等の製造事業者は中小企業が多く揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。</p> <p><引取りに係る石油製品等の免税> 生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 石油石炭税の2040円/kLは、エチレン4400円/tのコストアップに相当し、競争力を喪失。仮に課税されれば、全体で約500億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益820億円)の大半が喪失。 価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p><引取りに係る特定石炭の免税(鉄鋼、コークス、セメント)> 生産量はあらかじめ予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。 諸外国においては、課税目的の如何に関わらず、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料炭に対して課税されておらず、国際的なイコールフットィングと国際競争力確保の観点から必要。 また、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、 製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、 他の原料による代替が事実上困難であること、 製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、 を踏まえ、国民経済への影響にも配慮し、本特例措置を講じることが必要。</p>

仮に、課税された場合、鉄鋼業については、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、これにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少による中長期的な技術優位性の喪失が予想され、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われ、更には、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。

また、コークス製造業については、仮に課税された場合、コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続にも影響しかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に900円増額した場合、これらコークスとの価格競争力を喪失する恐れがあることから、国際競争力の観点からも本免税措置は不可欠。

セメント製造業については、国内産セメントと中国・韓国からの輸入セメントは、1万円/トンの価格の中で、50円程度の価格差で熾烈な競争を展開しており、石油石炭税が課税された場合、国内産セメントは約70円/トンのコストアップとなり、もともと利益率の低い当該業界の国内存続が危ぶまれ、国内セメント製造に直接関連する2万人以上の雇用に影響する。

<石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付>
石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難である。

また、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフットィングという政策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。

<石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付>

国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

<石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等>
免税額

2004年度 39,040億円
2005年度 39,625億円
2006年度 39,095億円
2007年度 39,142億円
2008年度 38,750億円
2009年度 35,940億円

(国税庁統計年報、08年度及び09年度は財務省調べ)

<移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税>

免税額(百万円)

	2007	2008	2009
ゴム	922	576	408
塗料	3,519	3,118	2,835
印刷用インキ	238	212	183
接着剤	402	279	236
その他	964	516	500
合計	6,045	4,701	4,162

(国税庁統計、08年度及び09年度は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会調べ)

		<p>< 引取りに係る石油製品等の免税 > 免税額 2006 年度：589 億円 2007 年度：556 億円 2008 年度：458 億円 2009 年度：538 億円 （国税庁統計年報、08 年度及び09 年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ）</p> <p>< 引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント） > 免税額（鉄鋼） 2005 年度：17 件 286 億円 2006 年度：16 件 290 億円 2007 年度：16 件 459 億円 2008 年度：15 件 445 億円 2009 年度：13 件 401 億円 免税額（コークス） 2005 年度：12 件 25 億円 2006 年度：12 件 33 億円 2007 年度：12 件 36 億円 2008 年度：12 件 28 億円 2009 年度：12 件 22 億円 免税額（セメント） 2005 年度：17 件 27 億円 2006 年度：15 件 26 億円 2007 年度：16 件 40 億円 2008 年度：17 件 39 億円 2009 年度：15 件 29 億円 税率：2005・2006 年度は 460 円/ト、2007 年度から 700 円/ト</p> <p>< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 > 還付額 2005 年度：515 億円 2006 年度：474 億円 2007 年度：497 億円 2008 年度：457 億円 2009 年度：472 億円（見込み） （石油連盟試算）</p> <p>石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 > 還付額 2005 年度：144 億円 2006 年度：133 億円 2007 年度：130 億円 2008 年度：124 億円 2009 年度：124 億円（見込み） （石油連盟試算）</p>
	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	< 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 > 本税制の効果により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。 免税量 2004 年度 72,566 (千 KL) 2005 年度 73,652 (千 KL) 2006 年度 72,667 (千 KL)

2007年度 73,664 (千KL)
 2008年度 72,032 (千KL)
 2009年度 66,800 (千KL)
 (国税庁統計年報、08年度及び09年度は財務省調べ)

<移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税>

本税制の効果により、ゴム製品等の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税されゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図られている。

免税量 (kL)

	2007	2008	2009
ゴム	17,134	10,702	7,584
塗料	65,413	57,961	52,694
印刷用インキ	4,420	3,934	3,397
接着剤	7,476	5,186	4,397
その他	17,925	9,589	9,289
合計	121,761	112,368	85,418

(国税庁統計、08年度及び09年度は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会調べ)

<引取りに係る石油製品等の免税>

本税制の効果により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。

免税数量

(ナガ等) (LPG) (千KL)

2006年度	28,393	836
2007年度	26,746	874
2008年度	21,805	1,074
2009年度	25,606	1,286

<引取りに係る特定石炭の免税(鉄鋼、コークス、セメント)>
 諸外国においては、鉄鋼、コークス、セメント製造用の原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、本免税措置により、国際的なイコールフットイングが確保されている。また、製品価格に占める原料炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいため、本免税措置により、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。

免税数量 (千ト)

年度	鉄鋼	コークス	セメント
2005年度	62,266	5,407	5,830
2006年度	62,994	5,432	5,535
2007年度	65,639	5,094	5,651
2008年度	63,558	4,044	5,599
2009年度	57,341	3,211	4,204

(経済産業省調べ)

< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 >
 本措置により、石油化学製品等に供される原油等について、石油石炭税を還付することにより、原油等を処理して生産される原料用特定揮発油等について、輸入品との間でイコール・フットィングが確保されている。

還付数量 (90 条の 5)

	(ナフサ)	(ガスオイル) (千 K L)
2005 年度	25,255	2
2006 年度	23,199	26
2007 年度	24,233	124
2008 年度	22,326	64
2009 年度	22,950	178 (見込み)

(石油連盟試算)

< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 >
 本措置により、税制面での輸入品と国産品の不均衡を是正し、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等のイコールフットィングが確保されている。

還付数量 (90 条の 5)

	(アスファルト)	(コークス) (千 K L)
2005 年度	6,286	766
2006 年度	5,841	672
2007 年度	5,632	740
2008 年度	5,236	856
2009 年度	5,300	759 (見込み)

(石油連盟試算)

前回要望時の達成目標

< 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 >
 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。

< 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 >

ゴム製品等の製造に使用する揮発油に係る揮発油税等を免税することにより、当該産業により製造される基礎材の低廉かつ安定的な供給を図り、もって国民生活の向上を目指す。

< 引取りに係る石油製品等の免税 >

石油化学製品の製造等に使用する原油等に係る石油石炭税を免税することにより、我が国の基礎的産業における国際競争力を確保する一方、当該産業により製造される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図り、もって国民生活の向上を目指す。

< 引取りに係る特定石炭の免税 (鉄鋼、コークス、セメント) >

鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、我が国の基盤的産業における国際競争力を確保する一方、当該産業により製造される製品の低廉かつ安定的な供給を図り、もって国民生活の向上を目指す。

< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 >
 石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、原料調達条件のイコールフットィングの維持を図る。

< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 >
 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税分を還付することにより、税制面での輸入品と国産品の不均衡を是正し、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等のイコールフットィングを確保する。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p><石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等> 本措置により、国際競争力が確保され、石油化学製品の低廉で安定的な供給が図られている。</p> <p><移出（引取り）に係る揮発油（みなし揮発油）の特定用途免税> 本措置により、当該産業により製造される基礎材の低廉かつ安定的な供給が図られている。</p> <p><引取りに係る石油製品等の免税> 本措置により、国際競争力が確保され、石油化学製品の低廉で安定的な供給が図られている。</p> <p><引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント）> 石炭課税の免除により、鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭の安定的な供給、我が国鉄鋼業の国際競争力の確保及び鉄鋼製品の低廉かつ安定供給が図られている。</p> <p><石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付> 本還付措置により、国産ナフサ等の安定供給が図られ、原料調達条件のイコールフットィングの維持が図られている。</p> <p><石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付> 本還付措置により、国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフットィングが図られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p><石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等> 昭和32年度 創設</p> <p><移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税> 昭和32年度 創設（揮発油） 昭和59年度 創設（みなし揮発油）</p> <p><引取りに係る石油製品等の免税> 昭和52年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設 （1年毎に免税措置を延長） 昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設 （1年毎に免税措置を延長） 昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長 昭和63年 同上 平成2年 同上 平成4年 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質NGL）に係る免税措置の創設 平成6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質NGL）に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成8年 以降2年ごとに延長 平成16年 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る免税措置の創設 平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成20年 同上</p>

	<p>平成 22 年 同上</p> <p>< 引取りに係る特定石炭の免税（鉄鋼、コークス、セメント）> 平成 15 年 創設 平成 17 年 2 年延長 以降 2 年ごとに延長</p> <p>< 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 > 平成 元年度 創設（石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設） 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加） 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長</p> <p>< 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 > 平成 9 年度創設、 平成 11 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長</p>
--	--